

給付認定(保育必要量)の変更申請について

給付認定を受けた方につきましては、必要に応じ保育必要量の変更が可能です。変更を希望の場合は下記のとおりお手続きをお願いします。

【保育必要量について】

保育を必要とする理由や保護者の状況に応じて保育時間を認定します。

認定された区分の保育時間を超えて保育を利用する場合は延長保育料が発生します。

区分	保育が必要な理由	保育時間(最長)
標準時間	・就労、介護、就学（月 120 時間以上） ・出産	11 時間/日
短時間	・就労、介護、就学（月 60 時間以上 120 時間未満） ・育休 ・求職活動 ・疾病、障害	8 時間/日

※保育の開始時間と終了時間は園によって異なります。

【提出物】 ※様式は園または市 HP「保育園等の入所」にあります。

- ・子どものための教育・保育給付認定変更申請書
- ・保育利用時間確認票兼延長保育申込書（公立園のみ）
- ・保育を必要とする証明書（以下参照）

保育が必要な理由	提出していただく書類
就労	就労証明書
出産	母子手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載されているページ）
同居親族の介護・ 看護	(1)介護（看護）申立書 (2)介護・看護を必要とする方の障害者手帳等の写しまたは診断書
就学	(1)在学証明書 (2)授業等が月 60 時間以上あることが証明できる資料

※他の理由の場合は市 HP「保育園等の入所」をご確認ください。

【提出場所】

清須市役所児童保育課または通っている保育施設

【提出期限】

変更する月の前月 20 日まで（20 日が土日祝の場合はその前の平日）

※変更を希望する月の前月の提出であっても期限を過ぎた場合は、翌々月からの変更になります。

【注意事項】

- ・ さかのぼっての変更はできませんのでご注意ください。特に就労証明書は職場に依頼してから証明されるまでに期間を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ・ 月の途中での変更はできません。（月単位での認定）
- ・ 保育が必要な理由に変更がある場合は、保育必要量に変更がない場合でも手続きが必要になりますので、園に申し出てください。